

鳥取縣公報

條例

◇鳥取縣條例第三十三号

昭和二十五年鳥取縣條例第五十一号鳥取縣條例の一部を次のように改正する。

昭和二十六年五月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣稅條例中改正條例

第三條第二項中「(法人に對する事業稅にあつては)」を「(法人にあつては)」に「左の各号に掲げる」を「左に掲げる」に改め、同條に第三項として次のように加える。

3 昭和二十六年十二月三十一日以前に解散した法人で同日までに清算が終了しないものに対しては、その結了の日の属する事業年度分まで事業稅を課する。

昭和二十六年五月四日 金曜日
第二千二百六号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

第四條の次に次の一條を加える。

(知事權限の委任)

第四條の二 法、同施行令、同施行規則及びこの條例に規定する徵收金の賦課徵收及び過料に關する知事の權限に属する事務は、左に掲げる事項を除く外課稅地を管轄する縣稅事務所又は地方事務所(以下「縣稅事務所等」という。)の長に委任する。

- 一 縣稅に係る異議の申立に對する決定に關する事項
- 二 第二十五條第一項第二号の規定による入場稅の課稅免除の承認に關する事項
- 三 第六十二條第二項の規定による自動車稅の減免に關する事項

四 第七十一條第二項の規定による漁業權稅の課稅標準となる評定賃賃料の決定に關する事項

00774

第五條を次のように改める。

(申告書、届出書等の提出)

第五條 法、同施行規則又はこの條例の規定によつて知事に提出すべき申告書、届出書その他の書類は、別に知事が定める場合の外、課税地を管轄する縣稅事務所等の長を経由しなければならない。

第九條の次に次の二條を加える。

(同族会社の納付又は納入の義務)

第九條の二 納稅者又は特別徵收義務者が、納期限までに徵收金を完納しない場合において、当該納稅者又は特別徵收義務者の所有に係る同族会社の株式又は出資があるときは、当該株式又は出資について左の各号の一に該当する事由があり、且つ、当該納稅者又は特別徵收義務者の財産(当該同族会社の株式又は出資を除く)について、滞納処分をしても、なお、その徵收され、納付し、又は納入すべき徵收金が徵收できないと認められる場合に限り、その有する当該同族会社の株式又は出資(当該徵收金のうち納期限の最も古いもの

の納期限の二年前までに取得したものを除く。)の価額を限度として、当該同族会社に当該徵收金を納付させ、又は納入させるものとする。

一 再度公売しても買受人がないこと又はその価額が見積価額に達しないこと。

二 当該同族会社がその株式又は出資の讓渡について、法律又は定款に制限があるために、これを讓渡することができないこと。

(納稅者若しくは特別徵收義務者の親族その他納稅者若しくは特別徵收義務者と特殊の關係がある個人又は同族会社の納付又は納入の義務)

第九條の三 納稅者又は特別徵收義務者が納期限までに徵收金を完納しない場合において、これらの者がその財産の差押を免がれるために、その親族その他当該納稅者若しくは特別徵收義務者と地方稅法施行令第一條の二に規定する特殊の關係がある個人又は当該納稅者若しくは特別徵收義務者が株式若しくは出資を有する同族会社に対し、贈与し、又は著しく低い額の代価で

00775

讓渡した財産(当該徵收金のうち、納期限の最も古いものの納期限の二年前までに贈与し、又は讓渡した財産を除く。)があるときは、当該納稅者又は特別徵收義務者について滞納処分をしても、なお、その徵收され、納付し、又は納入すべき徵收金を徵收できないと認められる場合に限り、当該贈与又は讓渡を受けた者が現に有する当該財産(当該財産の異動に因り取得した財産及びこれらの財産に起因して取得した財産を含む。)の価額(納稅者又は特別徵收義務者に対し当該財産の対価として支払つた額があるときは、その額を控除した額)を限度として、その者に当該徵收金を納付させ、又は納入させるものとする。

第十條の次に次の四條を加える。

(徵收猶予)

第十條の二 納稅者又は特別徵收義務者が左の各号の一に該当することに因り、その徵收され、納付し、又は納入すべき徵收金の全部又は一部を一時に徵收され、納付し又は納入することができないと認める場合にお

いて、当該納稅者又は特別徵收義務者が当該徵收金の徵收猶予を申請したときは、その徵收され、納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として一年以内の期間を限つて徵收猶予をすることができる。

一 納稅者又は特別徵收義務者がその資産について震災、風水害、火災若しくはこれらに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。

二 納稅者又はその同居の親族が疾病にかかつたとき。

三 納稅者又は特別徵收義務者がその事業又は業務を廢止し、又は休止したとき。

四 納稅者又は特別徵收義務者がその事業又は業務について甚大な損失を受けたとき。

五 前各号に掲げる事由に類する事由があつたとき。

2 縣稅を課することができるとなつた時から一年を経過した後に当該縣稅を課した場合において、納稅者又は特別徵收義務者がその徵收され、納付し、又は納入すべき縣稅に係る徵收金の全部又は一部を一時に

徴收され、納付し、又は納入することができなくなつたときは、前項の規定に準じて当該縣稅の納期限から一年以内の期間を限つて徴收猶予をすることができ、この場合において、その徴收猶予の申請は、当該縣稅の納期限内にしなければならない。

3 前二項の徴收猶予の申請をする者は、左に掲げる事項を記載した申請書に徴收猶予を必要とする事由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

一 年度、事業年度、期又は月別並びに税目及び税額
二 徴收猶予を必要とする事由

第十條の三 前條第一項の規定によつて徴收猶予をする場合において、その徴收猶予をした金額が二万円をこえ、且つ、当該金額の徴收を確保するために知事において必要があると認めるときは、その徴收猶予をする金額を限度として相当の担保を徴するものとする。

2 前條第二項の規定によつて徴收猶予をする場合にお

いては、その徴收猶予をする金額に相当する担保を徴する。但し、その徴收猶予をする金額が二万円以下であるとき又は相当の担保を徴することを困難とする特別の事情があるときは、これを徴しないことができる。

3 前條の規定によつて徴收猶予をした徴收金について差し押えた財産がある場合において、納税者又は特別徴收義務者がその差押の解除を申請したときは、その差押を解除するものとする。

4 担保物の価額が減少した場合、保証人の資力が徴收猶予をした金額の徴收、納付若しくは納入を担保することができない状態になつたと認める場合又は前項の規定によつて差押を解除した場合において、知事において必要があると認めるときは、増担保その他の担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更を求めるものとする。

5 第三項の規定によつて財産の差押の解除を申請する者は左に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 差押の解除を必要とする差押物件の種類及び数量
二 差押の解除を必要とする理由

第十條の四 第十條の二の規定によつて徴收猶予を受けた者が左の各号の一に該当する場合においては、その徴收猶予をした徴收金の全部又は一部について、その徴收猶予を取消し、これを一時に徴收する。この場合において知事は、緊急の必要がある場合を除く外、あらかじめ、その徴收猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない。

一 分割徴收を認められた徴收金を期限内に納付せず、又は納入しないとき。
二 前條第四項の求に応じないとき。
三 資力を回復したため従前の条件によつて徴收猶予をすることが不適当であると認められるとき。

四 第十條の規定による事由が生じた場合において、徴收猶予の期限に至つてもその徴收猶予をした徴收金の徴收を完了することができないと認められるとき。

2 第十條の二の規定によつて徴收猶予をした場合においてその徴收猶予をした徴收金について差し押えた財産中に債権又は天然若しくは法定の果実を生ずる財産があるときは、その徴收猶予をした後においても、第三債務者から給付を受けた財産又はその取得した天然若しくは法定の果実をもつて、その徴收猶予をした徴收金に充てるものとする。

第十條の五 第十條の二第一項の規定によつて徴收猶予をした場合又は国税徴收法（明治三十年法律第二十一号）の規定による滞納処分例によつて滞納処分をする際同法第十二條第一項の滞納処分の執行の停止をした場合において、知事において必要があると認めるときは、その徴收猶予をし又は滞納処分の執行の停止をした税額に係る延滞金額及び延滞加算金額中当該徴收猶予又は停止をした期間に対応する部分の金額の全部又は一部を免除することができる。

第十三條中「縣稅事務所又は地方事務所（以下「縣稅事務所等」という。）」を「縣稅事務所等」に改める。

第二十三條第三項及び第四項を削り第二項の次に次の三項を加える。

- 3 前項の主催者等は、第一種若しくは第二種の場所における催物を主催し、若しくはこれらの場所における経営を開始し、又は第三種の施設を開始し若しくは第三種の施設を借り受けようとする日前五日までに、左に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。
- 一 主催者等の住所及び氏名又は名称
- 二 開催場所、経営場所、経営施設又は借り受けた施設の所在地及び名称
- 三 開催又は経営の目的
- 四 催物又は施設の種別
- 五 開催場所、経営場所、経営施設又は借受けようとする施設の構造及び設備の概要
- 六 開催期間、経営期間又は施設の借受期間
- 七 催物の経費又は施設の借受料の見込額
- 八 入場者又は利用者の範囲及び人員(見込)

九 前各号に掲げるものの外知事において必要があると認める事項

4* 第二項但書の承認を受けようとする者は、前項の申告書を提出すると同時に、その旨を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

5 主催者等と場所又は施設の経営者と異なる場合における第三項の申告書には、経営者の連署を必要とする。第三十一條第三項を第四項に第四項を第五項とし、第三項として次の一項を加える。

3 第一種の場所における催物が臨時に行われ、且つ、その場所の所有者が催物に係る入場税を徴収すべき義務を負わない場合において、当該場所における入場税の特別徴収義務者が提出すべき登録申請書には、前項に掲げるものの外当該場所の所有者が前條に規定する事項を承認の上貸与するものである旨を記載し、且つ、所有者と連署の上提出しなければならない。
第四十四條の次に次の一條を加える。
(遊興飲食税の課税免除)

第四十四條の二 学校(学校教育法第一條に規定する学校(大学を除く)をいう)の行事として行われる幼児、児童又は生徒の修学旅行の場合の旅館その他これに類する施設における飲食及び宿泊に対しては、遊興飲食税を課さない。

第六十五條中「又は延長」を「(河床に存する砂鏝を目的とする鏝業権の鏝区にあつては、その河床の延長)」に改め、「又は砂鏝区」及び「又は砂鏝権者」を削る。

第六十六條第一項第一号を次のように改め、第二号を削り、第三号中「砂鏝区」を「砂鏝を目的とする鏝業権の鏝区」に改め、同号を第二号とする。

- 一 砂鏝を目的としない鏝業権の鏝区
- 試験鏝区 面積千坪ごとに 年額 三十円
- 探掘鏝区 " " 六十円

第六十九條第二号中「又は砂鏝区」を削る。
第九十條の次に次の一條を加える。

(事業税の徴収方法)
第九十條の二 事業税の徴収については、個人の行う事

業に対するものにあつては、普通徴収の方法により、法人の行う事業に対するものにあつては、申告納付の方法による。

第九十一條の見出しを「(個人の事業税の納期)」に改め、同條第三項を削る。

第九十二條の次に次の一條を加える。
(個人の事業税に係る申告事項の決定)

第九十二條の二個人が行う事業に対する事業税に係る申告をしない場合又はその申告を不相当と認める場合において、知事は、その調査に基いて申告事項を決定する。

第九十三條から第九十六條までを次のように改める。
(法人の事業税の申告納付)

第九十三條 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度の所得(第八十六條第一項の規定による事業を行うものにあつては収入金額とする。以下法人の行う事業に対する事業税について同様とする。)
又は清算所得につき、左に掲げる期間内に地方財政委

員会規則で定める様式によつて、当該所得に係る事業税の申告書を知事に提出し、及びその税金を納付書によつて納付しなければならない。

一 各事業年度の所得については、各事業年度終了の日から二月。但し、法第七百五十四條の二第二項但書の規定によつて知事(縣外に主たる事務所又は事業所を有する法人にあつては、その所在地の都道府縣知事)の承認を受けた場合においては、決算確定の日から二十日以内

二 解散した場合の清算所得については、残余財産が確定した日からその分配の日の前日までの間。但し、残余財産を数回に分けて分配する場合には、そのたびごとに各分配に係る残余財産が確定した日からその分配の前日までの間。

三 合併した場合の清算所得については、合併の日から二月。

(法人の事業税の修正申告納付)

第九十四條、事業税を申告納付した法人が当該申告書を

提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく修正申告書を提出するとともに、修正により増加した税額があるときはこれを納付しなければならない。

(法人の事業税に係る更正、決定等に関する通知)

第九十五條 法第七百六十二條の二第四項の規定による法人の事業税に係る更正又は決定の通知書、法第七百六十三條の四第四項の規定による法人の事業税に係る過少申告加算金額及び不申告加算金額の決定通知書並びに法第七百六十三條の五第四項の規定による法人の事業税に係る重加算金額の決定の通知書は、別記様式第三十二号による。

(法人の事業税に係る不足税額等の納付手続)

第九十六條 事業税の納税義務者がある法人は、前條の規定による通知書を受理した場合においては、不足税額、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金をそれぞれ納付書によつて納付しなければならない。

第九十七條中「第九十二條から前條まで」を「第九十二

條及び第九十三條」に改める。

第九十八條の見出し中「事業税」を「個人が行う事業税」に改め、同條第一項中「事業税」を「個人が行う事業に対する事業税」に「及び第九十六條」を「又は法第七百五十二條の二」に「申告又は届出すべき」を「申告し又は報告すべき」に「申告又は届出をしなかつた場合」を「申告又は報告しなかつた場合」に改める。

第九十四條を次のように改める。

(特別所得税に係る申告事項の決定)

第九十四條 特別所得税に係る申告をしないとき又はその申告を不当と認める場合においては知事は、その調査に基づいて申告事項を決定する。

第九十五條及び第九十六條を削る。

第九十七條の見出し中「不申告等」を「不申告」に、同條第一項中「第九十四條及び前條」を「又は法第七百八十三條の二」に改め、「又は届出」を削り同條を第九十五條とする。

別記様式第二十七号を別記のように改める。

附 則

1 この條例は、公布の日から施行し、事業税に関する改正規定中法人が行う事業に対する事業税に関する部分については昭和二十六年一月一日の属する事業年度分から、第四十四條の二の規定の適用については昭和二十六年四月一日から、その他の部分については昭和二十六年年度分からそれぞれ適用する。

2 昭和二十五年年度分以前の縣税(法人の行う事業に対する事業税にあつては、昭和二十六年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の分)については、なお、従前の例による。

3 昭和二十六年一月一日から同年三月三十一日までの間において事業年度が終了する法人の当該事業年度の所得及び清算所得に係る事業税に限り改正後の第九十三條第一号中「各事業年度の終了の日から二月」第二号中「残余財産が確定した日からその分配の日の前日までの間」及び「各分配に係る残余財産が確定した日からその分配の日の前日までの間」並びに第三号中「

更正通知書
事業年度分事業税決定

自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日

住所 (所在地) 氏名 (名称又は代表者)

区分	課税標準等	税率及び計算法	税額等
申告によるもの			
更正又は決定によるもの			
再更正によるもの			
差引不足金額又は税額			

加算金額	不足税額	5%
	申告書提出期限	1月以内 10%
	申告書提出日	2月以内 15%
	決定再更正通知不申告期間	3月以内 20%
重加算金額	不足税額	5%
	合計	

自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 事業年度分事業税申告納付分及びこれに対する加算金額を上記のとおり決定したので通知します。

更正
再更正

なお、不足税額については納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ不足税額100円(100円未満切捨)につき、1日4銭の割合で計算した延滞金を加算して徴収します。

昭和 年 月 日
鳥取縣知事 印

規則

鳥取縣規則第二十四号

昭和二十四年八月鳥取縣規則第七十九号鳥取縣職員退職手当支給條例の施行細則の一部を次のように改正する。

第二号様式

給与所得に対する所得税に関する通報書

昭和 年 月 日

任命権者 宛

所属長職氏名

㊟

昭和二十六年五月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣職員退職手当支給條例の施行細則中改正規則(別記)の第二号様式を次のように改める。

受給者	元勤務所	元職名	氏名	職退年月日	摘要
	住所				
区分	金額	税額	税額	摘	所得税法第三十九條第一項及び第二項の規定による申告の有無扶養親族及び不具者の数

備考 この通報書は、小学校及び中学校の職員のものにあつては收支命令者が、その他にあつては所属長が作成すること。

附 則
この規則は 公布の日から施行し、昭和二十六年四月一日から適用する。

告 示

◇鳥取縣告示第二百一十一号

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第二百十條の二の規定に基き任意共済に対する共済金額及び共済掛金並びに賦課率等を次のように定め昭和二十六年から適用する。

昭和二十六年五月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、共済金額

共済金額の最高額を一棟につき三十万円とし次の六階級に分つものとする。

共済目的	共済金額	備 考
建 物	五万円	
〃	一〇万円	

〃 一五万円
 〃 二〇万円
 〃 二五万円
 〃 三〇万円

二、共済掛金率

甲(農家一般建物)

掛金率	賦課率	計	備考
4/1000	0.3/1000	4.8/1000	

縣農業共済町村農業共済連合会済組合

乙(倉庫)

掛金率	賦課率	計	備考
2.0/1000	0.2/1000	2.5/1000	
	0.3/1000		

縣農業共済町村農業共済連合会済組合

◇鳥取縣告示第二百一十二号

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第十四條第二項の規定に基き昭和二十六年において適用

する死亡廢用共済の共済金額の最低額に対応する共済掛金の基準を次のように定める。

昭和二十六年五月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

共済目的 共済掛金の基準

出生後第五月の月の末日を経過した牛及び明け二才以上の馬 一〇〇円から二〇〇円まで

◇鳥取縣告示第二百一十三号

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十号)第一百四條第一項第二号の規定により昭和二十六年において適用する家畜疾病傷害共済の共済金額の基準額を次のように定める。

昭和二十六年五月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

共 済 目 的	共 済 金 額 の 基 準 額
出生後第五月の月の末日を経過した 牛 山 一、五〇〇円 種めん 四、〇〇〇円 豚羊 四、〇〇〇円 馬 七、〇〇〇円	一、〇〇〇円

◇鳥取縣告示第二百一十四号

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十号)第一百三十五條第二号の規定に基き家畜共済に対する再保険金額を算出するために保険金額に乘する率を次のように定め昭和二十六年から昭和二十九年度まで適用する。

昭和二十六年五月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、死亡廢用共済については

- イ、乳牛 百分の七十
- ロ、種雄牛、種雄馬及び鞍馬 百分の九十
- ハ、その他の牛馬 百分の七十

- ニ、山羊、めん羊及び種豚 百分の九十
- ㊦ 疾病傷害共済については 百分の七十
- ㊧ 生産共済については 百分の九十

◇鳥取縣告示第二十五号
造林臨時措置法(昭和二十五年法律第五十号)第十條の規定により次の通り造林地を指定した。

昭和二十六年五月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

番号	造林地の所在地	地目	地積	造林地指定年月日	備考
一	八頭郡若桜町根安字荒津込五〇四ノ一五	山林	六反	昭和二十六年五月四日	田中 国藏
二	屋堂羅字二間谷一、二〇一	同	八反	同	小林 二郎
三	若桜字坂谷一、四五五内第一	同	七反	同	田村 新造
四	湯原字大サコ五四三	同	同	同	武田市三郎
五	屋堂羅字寺谷一、二八二ノ三ノ四	同	九反	同	小林 春藏
六	三倉字登り立一、一七二ノ二ノ三	同	三町	同	矢部 頼治
七	赤松字大水一、九七三ノ一	同	一町	同	重森 清
八	諸鹿字金山八四七	原野	二町	同	中島 薫
九	屋堂羅字二間谷一、二〇一ノ二八	同	八反	同	伊井野岩二
一〇	山郷村尾見字アゲサ六五九	山林	一町	同	青木傳次郎
二	同字淵ノ上四〇二、四〇四	同	一町五畝	同	青木 栄英

三	同字大馬場瀬奥七〇七、七〇八	同	二町	同	青木 良市
四	駒帰字温江ノ上四九〇ノ二	同	二町五反	同	南條 行造
五	西谷字段ノ上八三三	同	一町三反	同	萩原 一男
六	福原字大松尾一、〇一四	原野	二町五反	同	藤原 彦治
七	中原字竹ノ本九八四	山林	二町三反	同	尾崎 隆壽
八	駒帰字大井谷六八二ノ一二	原野	八町七反	同	藤原 時正
九	中原字曲り谷六九六	山林	一町	同	萩原 一郎
一〇	西谷字大西山九八四	同	一町四反	同	早瀬 俊夫
一	智頭町市瀬字大町谷三、〇五一―三〇五六	同	一町三反	同	藤原 重治
二	芦津字丸淵七〇三、七〇四	同	二町	同	綾木 政子
三	市瀬字二ノ谷五、五九六	原野	三町三反	同	山本 奥晴
四	篠坂字井手ノ手四三八	山林	二町	同	突出 栄
五	市瀬字砂山二、四九〇ノ一	同	九反	同	西川 金吾
六	同 二、四九〇ノ二	同	三反	同	同
七	三吉字大熊谷八一四	同	一町八反	同	稻塚 菅雄
八	口字波八二二、八二三	原野	一町五反	同	建部 十郎
九	新見一、〇三二	山林	一五町	同	同
一〇	奥本字又毛口一、〇〇八	同	一町三反	同	徳田泰次郎

二	同	九九二	同	二町	同	田中 徳市
三	同	西字塚字大畑谷一、一八八ノ九九	同	四町	同	小川 澄
四	同	大春字スケガ谷一、五〇二、一、五〇三	同	一町五反	同	南條 倫夫
五	同	西字塚字又毛谷右平一、一八四ノ一七	同	一町六反	同	安道 静一
六	同	大屋字弥藤治五七六ノ二八	同	二町七反	同	福安 時治
七	同	同 五七六ノ三六	同	一町三反	同	熊谷嘉十郎
八	同	同字尾長谷五七六ノ一	同	同	同	同
一	同	八東村奥野字北山ノ神四七五ノ	同	二町五反	同	中村 肇
二	同	茂谷字萱野四四一	同	九反六畝	同	同
三	同	佐崎字木地夕尾六三五外七	山林	二町	同	田中 寛
四	同	同字同六三五ノ一六外三	同	一町	同	同
五	同	茂谷字小谷三二七	同	一町三反	同	高橋 信男
六	同	三浦字倉谷四二一	原野	一町五反	同	有本 静男
七	同	皆原字口但馬五九二	同	三町	同	加藤 月夫
八	同	同字奥但馬、中但馬五九三	同	五町	同	同
九	同	横田字引尾二六一	山林	二反一畝	同	林田 幸雄
一〇	同	奥野字井ノ口四三七	同	一町五反	同	坂尾 正己
一一	同	同字桐谷四六五	同	三反五畝	同	同

一二	同	才代字小坂五四六ノ一	同	一町一反	同	同
一	同	岩美郡成器村松尾字奥猪谷二二二	同	三反	同	村尾 義隆
二	同	字榎木谷二九八	同	五反	同	同
三	同	吉野字兜岩四二〇	同	六反	同	山田 源八
四	同	松尾字奥神子谷一八四外二	原野	六反七畝	同	同
五	同	同字小手見二四八	同	八反	同	松川 泰男
六	同	同字立畑二八三	同	五反	同	村尾 文二
七	同	上地字石ヶ谷九一七	山林	一町	同	谷口 健治
八	同	山崎字天神平二六一	同	同	同	山崎 亮二
九	同	同字尾谷二二〇	同	八反	同	同
一〇	同	殿字向山二二三	同	六反	同	同
一一	同	新井字宮ノ谷三八九	同	八反	同	入川 昌彦
一二	同	神護字下西谷七五二、七五三、七五四、七五六	同	二町四反	同	同
一三	同	中河原字中神谷二八六ノ二	原野	一反八畝	同	同
一四	同	新井字馬ノ卷四〇八ノ二	山林	一町八反八畝	同	同
一	同	氣高郡大郷村福井字花田谷一、七五八ノ一	原野	一町五反	同	谷川 頼雄
二	同	金沢字下ノ奥六六七	山林	八反五畝	同	福本秀次郎

三同	同字六七一ノ一	同	五反	同
四同	同字六七一	同	一町五反	同
五同	福井字柿ノ木谷一、七九〇ノ三	同	六町	前田 藤市
六同	同字花田谷一、七五八ノ四	原野	一町六反	清水 亀重
一同	神戸村上砂見字八重谷山一、一七五ノ一	同	一町五反	財原 松藏
二同	同字小畑山一、三二二	山林	六反	東 重美
三同	同字畑ヶ山上割一、二〇六	同	二反	武田 金藏
四同	中砂見字笹尾一、三七三	同	三反	湯川 徳男
五同	下砂見字中ノ谷一、〇八四ノ一	同	六反	田中 秀造
六同	同字北平一〇六ノ七	同	七反	同
七同	同字芳谷一、三五九	同	一町	植田 貞六
八同	岩坪字森向山一、三九八	同	二反五畝	中村 寛海
九同	同字畑ノ下東一、三一九	同	八反	福本 隆壽
一〇同	同字上小原山一、二四四	同	八反七畝	青木 久雄
一一同	同字中小原一、二〇〇	同	七反	森本喜代治
一二同	下砂見字倉間谷上平一、〇八八	同	四反	前田 竹藏
一三同	岩坪字坪尻西一、三五三	同	七反	大下 茂之
一四同	岩坪字滝ノ井古山一、六七五	同	一町六反	同

一	東伯郡下中山村赤坂字御墓ノ峯七九一ノ一	同	四反	柴田 つね
二同	同字間塚山六八五外二	同	八反	岡岡 福藏
三同	同字御墓ノ峯七八五外二	同	四反六畝	井上 政治
四同	下甲字大林九七七	同	四反	波辺 重三
五同	赤坂字小丸山七四三	同	九反	野間 正夫
六同	同字下板井地七八二ノ二	同	同	赤川 滝藏
七同	下甲字中峯一、〇一六ノ一	同	一町四畝	小倉 春子
八同	赤坂字下中峯七一八内一	同	三反九畝	野間 忠輝
九同	同字七一八	同	七反七畝	同
一同	上中山村羽田井字退休寺原一、四一八ノ二三三	同	一二町	上中山村長
二同	同字イダス谷一、四〇三ノ一	同	六反二畝	波辺 壽藏
三同	同字若荷谷一、二八六	同	七反四畝	山崎猪太郎
四同	八重字孫三谷六七七	同	五反	当別当惣一
五同	羽田井字東山通り一、〇四七ノ二	同	同	徳永 浅藏
六同	同字鬮見下平一、一〇四	同	一町一反	尾古 憲晴
七同	同字中山原一、四一九ノ六四	同	八町	尾古慶次郎
八同	同字下中山原一、四一九ノ二四	同	一町一反	中井 輝知
九同	同字退休寺原一、四一八ノ二三七	原野	二町一反八畝	門田 友藏

一〇	同	同字退休寺原一、四一八ノ二三八	同	二町一反四畝	同	同
一一	同	同字中山原一、四一九ノ二五	山林	一町一反	同	沢田 徹宗
一	同	安田村梅田字含ホテ谷二八九	同	二町五反	同	河本 武夫
二	同	鮎津字赤坂西平一、〇七一	同	二町	同	田中 雅光
三	同	尾張字尾張谷三六四内一	同	一町八反	同	高塚 芳藏
四	同	同字後谷東平二八六	同	一町一反六畝	同	同
五	同	光字近江谷西平五八〇	同	一町二反	同	眞山 理吉
六	同	梅田字村ノ谷奥西平三四七	同	一町	同	田中 重六
七	同	光字清水谷西平五七九	同	九反	同	伊藤 貢
八	同	同字ケン谷奥東平五四六	同	一町四反	同	同
一	同	以西村大父字ヒン谷一、〇七二	同	一町	同	小椋 平藏
二	同	高岡字釈加平六六九ノ一	同	一町五反四畝	同	高力 友光
三	同	同字六七七ノ一	同	二町五反	同	同
四	同	山川字小アキ谷七九一	同	一町二反	同	那須 建一
五	同	大父字飲林一、〇六九ノ一	同	一町五反	同	小椋 信雄
六	同	高岡字水谷六四六	同	一町二反	同	高力しげ子
七	同	竹内字長谷一、〇〇一ノ二	同	二町	同	大森 神社
八	同	官木字細見谷二〇	同	四町一反五畝	同	清 元院

九	同	高岡字乳母ヶ山谷六一二	同	一町五反	同	川上 雄美
一	同	八橋町八橋字徒建山ノ西二、七五四	同	九反七畝	同	井上 武雄
二	同	同字淵ヶ谷二、八八九	同	一町四反	同	井上千代子
三	同	同字淵山峯二、八九七	同	二町	同	中本亀太郎
四	同	同字大山二、八七九ノ一	同	同	同	同
五	同	笠見字西神原六〇二	同	九反一畝	同	山田 茂藏
六	同	八橋字岩船山三、四六一ノ四	同	一〇町	同	八橋町長
七	同	田越字ヤノブ峯一二二ノ三	原野	一町一反	同	河上 正信
一	同	上郷村福永字奥山四五三ノ二	山林	八反	同	倉本 博崇
二	同	野田字笹谷五六七ノ一	原林	同	同	坂本藤十郎
三	同	山田字河内谷東平六二七	同	一町	同	若松次栄外二〇名
四	同	同字庄谷五二二ノ一	山林	九反	同	横山 正明
五	同	公文字亀谷三七一ノ一	原野	三町	同	坂本福市外五〇名
六	同	大杉字岡谷八二二外二	山林	八反	同	平野 善藏
七	同	同字木地谷七七一	同	一町六反	同	横山 正明
八	同	山田字フクロ平五三七	同	八反	同	田中 龜藏
一	同	安田村梅田字中峯三四二	同	一町六反	同	小倉 金藏
二	同	赤碓町別所字西谷東平七六四外一	同	一町五反	同	入江 靜雄

三同	同字石倉峯七六八	同	一町八反八畝	同	入江千太郎
四同	同字外林七三八內四	同	五反六畝	同	入江永吉
一、同	成美村西宮字高野七七七ノ二〇五	同	一町一反五畝	同	成美村長
二同	同字前野七七六ノ三五	同	同	同	同
三同	中村字本谷口西平六六〇ノ五一	原野	五反一畝	同	前田辰造
一、同	西伯郡名和村加茂字手打谷一、五七五	山林	五反	同	山根良一
二同	門前字中岩屋平六八九ノ三一	原野	六反	同	金山元義
三同	同字六八九ノ三二	同	同	同	同
一、同	庄内村高田八五八	山林	五反	同	金田広壽
二同	同 八六八	同	八反三畝	同	角田吉治
三同	同 八八六	同	一町一反	同	谷慶雄
一、同	淀江町西原字淀江山一、四〇七	同	五反	同	田原俊
二同	同字手洗水一、三五五	同	一町二反	同	渡瀬隆
三同	同字淀江山一、四二〇、四二五、一、四四六	同	二町五反	同	関岩夫
四同	同字同一、四〇六、一、四三〇、一、四三二	同	一町七反	同	村田鶴太郎
五同	字田川村福岡字栗谷一、四〇一	同	二町	同	淀江町長
六同	同字池ノ谷一、三三四	同	一町一反	同	同
七同	同字同 一、三三一	同	二町三反	同	同

八同	同字鴨ヶ平一、三三五	同	一町六反	同	同
九同	同字基平一、三六一	同	三町九反	同	同
一	米子市陰田一、八九八	同	二町五反	同	坂口合名会社
二	西伯郡大山村豊房二、一九五	同	七反	同	同
三同	佐摩三ノ一	同	一町五反	同	同
四同	字田川村福岡一、二八九	同	一町	同	同
五	日野郡八郷村丸山一、六二二	同	七反	同	同
一、同	真野字向原一五五ノ一	同	四町	同	八郷村長
二同	清原字高平原一、〇三七	同	二町四反	同	同
三同	真野字新治林二八一	同	一四町	同	同
四同	清原字原畑一、一三六	同	三町五反	同	同
五同	同字ウネ原一、〇五一	同	二町八反七畝	同	同
六同	同字同 一、〇五〇	同	三町六反四畝	同	同
七同	同字同 一、〇四九	同	一町六反六畝	同	同
八同	同字同 一、〇四四	同	六町三反六畝	同	同
九同	真野字道下市平六六三	同	六反三畝	同	同
一〇同	大原字向原一〇〇二、一、〇〇九	同	一町五反	同	同
一、同	溝口町岩立字大和田二一	同	八反六畝	同	同

二 同	溝口字下ノ原四六八	同	八反	同	岡本省二
三 同	大倉字枝原二六四	原野	六反	同	松本 秀治
四 同	岩立字榊水原二一	山林	五反	同	砂口健太郎
五 同	同字同 一一	同	五反	同	足立 志成
六 同	父原字谷奥一八八	同	同	同	上橋国三郎
七 同	宮原字大塔田七八八	同	六反	同	岡山 義智
八 同	同字同	同	八反	同	橋谷 章
九 同	同字植山一、〇八七	同	九反	同	大江千嘉代
一〇 同	同字同	同	同	同	大江 棟明
一一 同	上野字川平九二ノ四	原野	七反	同	権代 忠敏
一二 同	同字同	同	五反	同	野口 俊壽
一三 同	父原字蜂谷奥五二七ノ一	山林	八反	同	安藤 忠治
一四 同	根雨原字造道影一、〇〇三	同	一町二反	同	香田 茂平
一五 同	同字峯山七二二	同	二町	同	同
一 同	米沢村具田字横路林	同	六反三畝	同	岡田 竹男
二 同	宮市字如來堂五三〇	同	六反	同	河上 貞雄
三 同	下蚊屋字背戸谷三七二ノ一	同	一町	同	梅田 覚二
四 同	御机字大平七九四	同	八反	同	林 金藏

五 同	同字後細七一六ノ一	同	八反	同	伊達金五郎
一 同	二部村二部字水谷山二、〇〇五	同	同	同	西村泰三郎
二 同	福岡字上代山三、九九四	同	五反	同	住田 貞治
一 同	江尾町久連字狼谷日南七六七	同	同	同	水下 博
二 同	同字平ル林四三一	同	一町	同	同

◇鳥取縣告示第二百十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六條第一項第四号の規定に基く区域を昭和二十六年五月 日次のように指定した。

昭和二十六年五月四日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治
八頭郡 智頭町のうち 智頭 本折、上市場
〃 河原町

◇鳥取縣告示第二百十七号

昭和二十六年三月鳥取縣告示第百六号(食糧管理法施行規則の規定による卸売販売業者の業者登録について)中

次のように代表者の氏名の変更があつた。

昭和二十六年五月四日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治
変更前の代 変更後の代
表者氏名 表者氏名
佐竹安治 井上安栄 昭和二十六年三月二十八日
山本貞治 小綿寅雄 〃

◇鳥取縣告示第二百十八号

健康保険法第二條、厚生年金保險法第三條の規定に基き昭和二十四年四月鳥取縣告示第百六十九号をもつて公示した報酬の全部又は一部が金銭以外のものである場合の

標準価格を次の通り改正し昭和二十六年四月一日から適用する。

昭和二十六年五月四日

鳥取縣知事 西尾 愛治

- 一、食 事 一ヶ月につき 金一千四百円
- 一、住宅疊一疊 " " 金 五十円
- 一、被 服 " " 金 二百円

昭和二十六年五月四日印刷
昭和二十六年五月四日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五
第三種郵便物認可)

發 印

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

刷 所